

名古屋柳城短期大学定期試験に関する内規

第1条 授業科目の成績評価は、試験又はレポート・作品提出等の成績、授業への出席状況及び平素の勉学態度等により行う。ただし、実験、実習、実技及びゼミナールは、試験にかえて、平素の成績をもって評価することができる。

第2条 学生は、所定の時期に履修の届出を行った授業科目についてのみ受験することができる。

2 履修の届出にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、受験資格を認めない。

一 欠席回数が、授業実回数の3分の1を超える者（ただし、公欠を除く。）

二 授業料等学納金を納付していない者

第3条 定期試験は、前期・後期末に各1回実施し、通年科目の定期試験は、後期末に実施する。ただし、授業担当教員の判断により、前期終了時に中間試験を行うことができる。

2 （前項によりがたい）特別の事情がある場合は、定期試験期間外に行うことができる。

3 定期試験の時間割及び実施方法、その他必要な事項は、試験実施1週間前に掲示により公示する。

第4条 成績評価は、「S」、「A」、「B」、「C」、「D」の五段階とし、「C」以上を合格とし、「D」を不合格とする。

2 評価の基準は、「S」は特に優れた成績（90点以上）、「A」は優れた成績（80点以上）、「B」は良好な成績（70点以上）、「C」は合格と認められる最低の成績（60点以上）、「D」は合格と認められない成績（59点以下）とする。

第5条 受験をしようとする者は、学生証を必ず携帯のうえ、所定（監督教員の指示）の場所に置き、受験するものとする。

2 学生証を忘れた者は、教務課において「仮学生証」の発行を受けた後でなければ試験を受けることはできない。

第6条 学生は、試験開始5分前までに試験室に入室し、指定された席に着席するものとする。

2 試験開始20分以降の入室は認めない。ただし、公共交通機関の事故等による遅延の場合は、当該機関が発行する証明書を試験監督に提示した者に限り入室を認める。遅刻による試験時間の延長は認めない。

3 試験開始30分以降の退室を認める。

第7条 定期試験の受験資格を有する者で、次の各号の一に該当し受験できない場合は、本人が事前又は受験しようとする科目の試験終了後1週間以内に

所定の「追試験願」に受験料を添えて学長に願い出て、追試験の許可を得なければならない。また、指定期間内に手続きを完了しない場合は、受験を認めない。

- 一 火災、風水害、その他の災害により受験不可能な場合（このことを証する書類添付）
- 二 公共交通機関の不通又は遅延の場合（当該機関発行の証明書添付）
- 三 病気・事故・怪我により受験不可能となった場合（医師の診断書添付）
- 四 公欠として認められる理由による場合又は認められた場合（必要な書類添付）

- 2 追試験の評価は、第4条による。
- 3 提出のあった願出に不備はあるが、やむを得ないと判断した者の合格した科目の評価は、「C」（60点）とする。
- 4 追試験を受験する場合は、「学生証」及び「追試験受験許可書」を携帯するものとする。

第8条 定期試験の結果、不合格と評価された科目について、再試験の受験を希望する者は、成績発表後指定された期間内に所定の「再試験受験願」に受験料を添えて学長に願い出て、その許可を得なければならない。また、指定期間内に手続きを完了しない場合は、いかなる理由があっても受験を認めない。

- 2 再試験は、一つの科目に1回に限り実施する。
- 3 再試験により合格した科目の評価は、「C」（60点）とする。
- 4 追試験科目に対する再試験は、実施しない。
- 5 再試験を受験する場合は、「学生証」および「再試験受験許可書」を携帯すること。

第9条 追試験、再試験を第7条第1項の各号の一に該当し受験できない者に対し、願出により追試験、再試験を別の日に実施することができる。

第10条 「追試験」及び「再試験」の受験料は、別に定める。

第11条 受験者が不正行為を行った場合は、当該科目を不合格とする。また、それ以降の受験資格を無効とする。

第12条 受験者は、別に定める受験心得を遵守しなければならない。

第13条 定期試験以外の試験及びレポート等の提出の場合も、本内規を準用する。

第14条 本内規によりがたい場合は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この内規は、平成 9 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日からこれを施行し、平成 25 年度入学者から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。

受 験 者 心 得

- 1 学生は、試験開始 5 分前までに指定された試験室の座席に着席し、学生証を机の上に置き、監督教員の指示に従うこと。
- 2 試験開始後 20 分以上遅刻した場合は、試験室への入室は認めない。また、途中退室は、試験開始後 30 分経過後でなければ許可しない。
- 3 試験中は筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム）及び特別に許可された物件以外は、試験室の教壇前又は試験室最後部へ置くこと。（監督教員の指示に従うこと。）
- 4 配布された答案用紙には、直ちに学籍番号及び氏名を記入すること。
- 5 受験中に質問等がある場合は、挙手のうえ監督教員の指示に従うこと。
- 6 試験中は物品の貸し借り、私語を一切してはならない。
- 7 途中退室する場合、答案の提出は監督教員の指示に従うこと。
- 8 試験科目によっては、ノートの持込みが許可される場合があるが、この場合のノートとは、自筆のノートに限る。（コピーされたノートは不可）
- 9 追試験又は再試験を受験する場合は、学生証のほか、必ず「追試験受験許可書」又は「再試験受験許可書」を携帯のうえ、受験すること。
- 10 試験中次に該当する者は、不正行為とみなし、退室を命じる。
 - ◎ 物品の貸し借り、私語を注意されても改まらない者
 - ◎ 挙動不審により、注意されても改まらない者
 - ◎ 他人の答案を覗いたり、又は故意に見せたりした者
 - ◎ 不正行為に類する物品を所持し、又はこれを使用した者
 - ◎ その他、監督教員の指示に従わない者
- 11 不正行為を行った場合は、当該科目を不合格とし、その後の受験資格を無効とする。
- 12 試験期間中に病気、怪我等により、やむを得ず試験を欠席する場合は、事前又は事後速やかに、必ず連絡すること。

(2021年2月5日 教授会承認)